

カジノ管理委員会第89回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和5年10月20日 14時00分～15時50分

2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 坂口事務局長、嶋田次長、中山総務企画部長、原田監督調査部長、山本依存対策課長（議事担当課）、村瀬北里大学教授（第2の2（1）の関係者）、形岡総務課長（議事担当課）、小林総務課企画官（議事担当課）、阿部企画課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決案件

なし

2 その他の案件

（1）カジノゲーム依存に関する文献調査について

本委託調査の研究チームの代表である北里大学の村瀬華子教授より、令和4年度カジノゲームへの依存に関する文献調査の結果について説明があった。

（2）カジノ管理委員会経済対策案について

総務企画部長より、カジノ管理委員会経済対策案について説明があった。

（参考）

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）
（カジノ行為に対する依存の防止のための措置）

第68条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程（第40条第1項の申請書に添付されたもの（第55条第2項において準用する第52条第1項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。第3項において同じ。）に従って、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

- 一 入場者（カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。）又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置
 - 二 前号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置
 - 三 カジノ施設の利用に関する入場者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他のカジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための措置
 - 四 前3号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置
- 2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
 - 二 前項の措置の的確な実施のための体制の整備（同項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）
 - 三 前項の措置に関する評価の実施
 - 四 （略）
- 3～6 （略）

以上